

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業業務委託 事業候補者選考基準

1 基本的事項

港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業業務委託事業候補者は、利用者の個人情報を取扱うため、厳格な個人情報管理が必要なことはもとより、コールセンター機能を有した専用の窓口を設け、区民からの問合せへの的確な対応など、受付、審査、決定通知の送付まで一貫して行うことから、業務に対する豊富な経験と知識を有するとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 募集方法

公募型プロポーザル方式とし、募集要項に定める提出期限までに参加表明事業者から提出された運営提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

3 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、港区ベビーシッター利用支援（一時預かり利用支援）事業業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。また、審査の結果、ふさわしい事業者がない場合、事業候補者を選定せず再公募する場合があります。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、提出された運営提案書等に基づき、3（1）に記載の評価項目等について評価します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者の決定に当たり、応募者多数のときは、第一次審査で合計点数の高い2者程度に決定します。

第一次審査結果は、令和5年4月14日（金曜）に、提案書を提出した全ての事業者に文書で通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、運営提案書に基づき、プレゼンテーション（提案の詳細についての説明）及びヒアリングを行い、次項4（2）に記載の評価項目等について評価します。所要時間は、30分程度です（プレゼンテーション15分、質疑15分程度）。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

出席者は、参加表明書兼参加資格審査申請書に記載された担当者必ず出席してください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

(3) 事業候補者の決定

第二次審査の評価終了後、第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を運営事業候補者として決定します。選考結果は、令和5年4月24日（金曜）に、第二次審査参加者全員に文書で通知します。

(4) 審査結果の公表

ア 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

イ 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

4 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
基本事項	<ul style="list-style-type: none">・同種・類似業務の実績が豊富か。・業務責任者の、同種・類似事業の経験が豊富か。
実施体制及び管理体制について	<ul style="list-style-type: none">・人員の安定的な配置、欠員等に適切に対応可能か。・区との連絡体制、情報伝達方法が適切か。・緊急時の対応、苦情・トラブルに適切に対応可能か。・業務遂行上のマニュアルが整備されているか。
個人情報保護・情報セキュリティ対策について	<ul style="list-style-type: none">・守秘義務を含めた個人情報保護、情報セキュリティ対策について、適切に対応可能か。
業務の提供水準について	<ul style="list-style-type: none">・区民目線に立った接遇についての考え方や教育が適切に提供可能か。・外国人住民への的確な対応が可能か。
受託経費について	<ul style="list-style-type: none">・見積額が適正か。
同種・類似事業の運営実績	<ul style="list-style-type: none">・同種・類似業務の実績が豊富か。
地域貢献活動項目の有無について	<ul style="list-style-type: none">・区内事業者か。・ワーク・ライフ・バランス推進企業か。・障害者雇用を行っているか。・環境に配慮した事業運営が可能か。・災害協定活動を行っているか。

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
事業運営に対する姿勢・考え方	<ul style="list-style-type: none">・区が本業務を実施する目的を理解できているか。・運営体制に対する事業者の姿勢・考え方は適切か。・本部の支援体制は適切か。
提案の実現性	<ul style="list-style-type: none">・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。・責任者が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
危機管理	<ul style="list-style-type: none">・危機管理の体制、個人情報の取り扱いの体制が適切か。・本社（本部）と連携し、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応することが可能か。

理解・回答力	・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）としています。

※第一次審査及び第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

5 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

(1) 共同事業体構成書

(2) 共同事業体協定書兼委任状

(3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）

・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者

（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

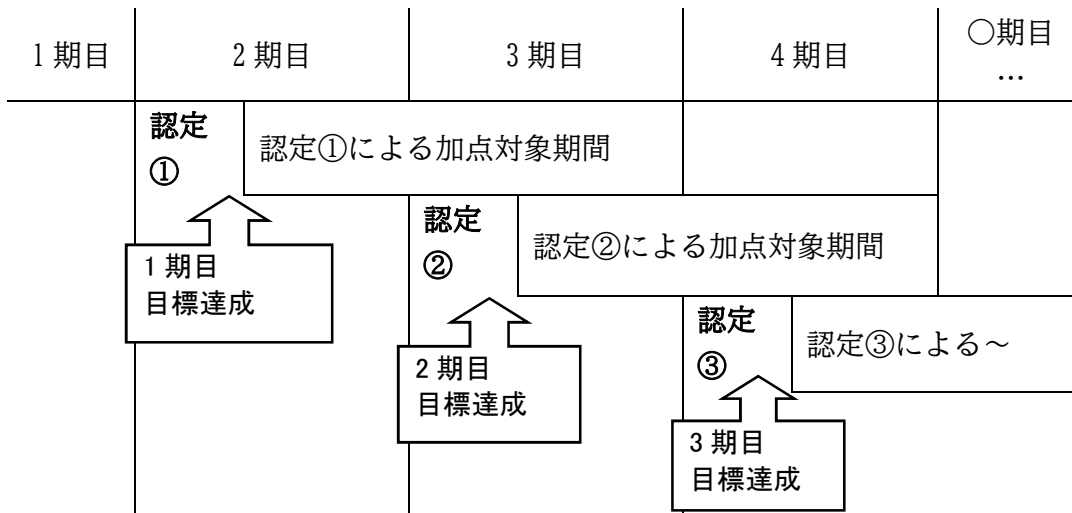
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証のKES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)、又は港区が認定するMINATO再エネ100電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。